

**障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（令和6年度（令和5年度からの繰越分））
作業要領**

1 事業の目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 本事業の補助対象事業者

千葉県内(指定都市および中核市を除く。)に所在する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者

3 基準額、対象経費、補助割合（案）

基準額	対象経費	補助割合
(1) 障害福祉分野の ロボット等の導入に伴う経費 ・ 障害者支援施設 1 施設あたり 2,100 千円 ・ グループホーム 1 事業所あたり 1,500 千円 ・ その他事業所 1 事業所あたり 1,200 千円	(1) について 障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の使用に要する費用に限る。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)	3 — 4
(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(障害者支援施設、グループホームのみ) ・ 1 施設・事業所あたり 7,500 千円	(2) について ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。) ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録	

	にシステム連動させるために必要な経費(見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア(既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)	
--	---	--

4 補助対象とする機器

対象機器は、1 機器あたり 10 万円以上となるものとし、想定される機器の例及び 1 台あたりの補助対象経費の上限は、以下のとおりとする。

また、必要に応じて(参考)についても参照すること。

機器用途	内容	1 台あたりの補助対象経費の上限
(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器	100 万円
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器	30 万円
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器	30 万円
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム	30 万円
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器	100 万円

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外とする。

5 執行方針

(1) 1 台当たりの導入経費の補助対象額(初期設定に要する費用を含む。)は以下のとおりとする。

① 移乗介護、入浴支援：10 万円以上 100 万円以下

② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10 万円以上 30 万円以下

(2) これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能である。

(3) 機器の導入経費(購入費用及び初期設定費用)として認められない経費は対象外とする。

対象外となる経費の例

・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費(※)

- ・機器の配送料（※）
- ・PC、タブレット及びその付属品（※）
- ・工事費（設置費は可能）（※）

（※）見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は補助対象とする。

- （4）通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）は、見守り機器の導入に係る協議とあわせて行う場合のみ、協議が認められること。
- （5）リース料や契約料、運用保守費用等期間に定めのあるものについては、年度内に要する経費のみ補助対象とする。
- （6）導入する機器を当該施設・事業所以外で使用する場合は、目的外使用となり認められない。

6 提出書類、提出方法及び提出期限

（1）提出書類

- ① 別紙1（1） 補助金所要額調書
- ② 別紙1（2） 補助金所要額調書 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費分（※通信環境整備を行う場合に限る。）
- ③ 別紙2 介護ロボット等導入計画書
- ④ 別紙3 介護ロボット等積算内訳書
- ⑤ 参考様式 対象事業者調査票
- ⑥ 見積書
 - ※ 見積書は同一機器・同構成により2者以上から徴取すること。
 - ※ ホームページの印刷等、見積書と認められないものは不可。
- ⑦ 導入する機器のカタログ・パンフレット、その他参考となる書類

（2）提出方法 ちば電子申請サービスにより提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31963

（3）提出期限 令和6年6月20日（木）（締切厳守）

7 その他留意事項

- （1）本件協議は県から国へ協議する案件及び優先順位を決定するためのものであり、本件の提出をもって補助が認められるものではありません。協議の後、採択された場合には、別途交付申請等の手続きが必要となります。
- （2）対象経費基準額及び補助割合等に変更となる場合があります。
- （3）対象経費は令和6年度中に係る経費とし、事業の完了（機器等の導入完了）は原則として令和6年度中とします。
- （4）事業完了後は以下の書類に基づく実績報告が必要です。必要な書類の取得の可否について確認してください。
 - ① 補助事業に係る契約書の写し又は契約の有無が確認できる書類（発注書等）の写し

- ② 導入した機器の納品書の写し
 - ③ 補助事業に係る領収書の写し又は領収が確認できる振込書類の写し(全額支払いが完了していること)
 - ④ 導入機器の写真(機器の全体像、型番等及び機器に個別に振られた番号等が明瞭に映っていること)
 - ⑤ 機器台帳(納入日及び機器の型番、個別番号等を記載すること)
- (5) 事業完了後は、実績報告の他に、機器の導入効果を測定した結果を県に報告し、その内容を各事業者のホームページ等で公表していただきます。また、県のホームページ等でも掲載等を行うことがあります。
- (6) 過去5年間以内に監査等により行政処分を受けた法人は、補助対象から除外します。

(参考)

- (1) 厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「障害分野におけるロボット等の導入促進に向けた調査研究」(実施主体：株式会社浜銀総合研究所)
<株式会社浜銀総合研究所のホームページURL>
<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>
- (2) 厚生労働省令和4年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証」(実施主体：株式会社インサイト)
<厚生労働省ホームページ(令和4年度障害者総合福祉推進事業実施事業一覧)URL>
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html